

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規

平成31年2月12日 評議員会承認

岐阜市PTA連合会役員並びにそれに該当する者が、岐阜市PTA連合会、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の要請により出席する場合、会長は、役員会の承認を得て、交通費及び宿泊費等の全部または一部を助成することができる。

ただし、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の補助がある場合は、これを差し引いた額とする。

附 則

この内規は、平成 7年 4月 1日から実施する。

2 この内規は、平成31年 4月 1日から実施する。

3 この内規は、令和 7年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規(補足)

令和2年2月12日 評議員会承認

令和7年4月 1日 一部改定

○全国PTA関係、東海北陸PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、岐阜市PTA連合会が負担する。
- ・旅費、宿泊費等は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○岐阜県PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、単位PTAが負担する。
- ・交通費は、単位PTAが負担する。
- ・宿泊等を伴う場合の宿泊費は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○その他

- ・その他、必要に応じて会長は役員会と相談の上処理する。

岐阜市PTA連合会 基金規程

平成22年2月15日 一部改定

令和 7年4月 1日 一部改定

(設 置)

第1条 岐阜市PTA連合会において主催、あるいは共催する記念事業等を実施するため、岐阜市PTA連合会基金(以下「連合会基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 連合会基金の目標額は、¥5,000,000とする。

(管 理)

第3条 連合会基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 連合会基金の運用から生ずる収益は、連合会基金会計に繰り入れて編入する。

第5条 連合会基金は、設置の目的に充てる場合に限り、岐阜市PTA連合会長は、評議員会の承認を経て、その全部又は一部を処分することができる。

(監 査)

第6条 連合会基金会計は、連合会本会計の決算の際に、連合会監事がともに監査する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、岐阜市PTA連合会長が、役員会の承認を経て別に定める。